

「お墓の教科書 改訂2020年版」正誤表

頁			誤	正
1	P 142	表3段目（十三仏）	<p>阿<small>あ</small>闍<small>しやく</small>如来 阿<small>あ</small>弥<small>みだ</small>陀<small>だ</small>如来 勢<small>せい</small>至<small>し</small>菩<small>ぼ</small>薩<small>さつ</small></p> <p>┌──────────┐ 阿弥陀三尊</p>	<p>阿<small>あ</small>弥<small>みだ</small>陀<small>だ</small>如来 勢<small>せい</small>至<small>し</small>菩<small>ぼ</small>薩<small>さつ</small> 観<small>かんのん</small>音<small>おん</small>菩<small>ぼ</small>薩<small>さつ</small></p> <p>┌──────────┐ 阿弥陀三尊</p>
2	P 301	3行目末から4行目	墓地使用契約は別のものと理解されます。	墓地使用契約は別のものと理解されます。したがって、檀徒であっても、別に墓地使用契約を締結しなければ、墓地使用は認められません。
3	P 305	1) 問題点の1行目から4行目	墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という）は、埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域でこれを行ってはならない（墓埋法第4条第1項）と規定し、これに違反した者は、6箇月以下の懲役または2万円以下の罰金に処せられます（同法第20条）。	墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という）は、墓地を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（墓埋法第10条第1項）と規定し、これに違反した者は、6箇月以下の懲役または2万円以下の罰金に処せられます（同法第20条・罰金等臨時措置法第2条第1項）。
4	P 309	3) 改葬を巡るトラブルの段の9行目	「埋蔵証明に準じる書面」	「埋蔵証明書に準じる書面」
5	P 313	末尾から2行目	奇異器物処理法	廃棄物処理法
6	P 321	(1)玄武岩の1行目	かんらん岩	かんらん石
7	P 321	(2)安山岩の2行目	かんらん岩	かんらん石
8	P 322	(5)斑れい岩の1行	かんらん岩や角閃岩	かんらん石や角閃石
9	P 340		【香川県】 ●犬島石	【岡山県】 ●犬島石
10	P 341		【佐賀県】 ●天山みかげ-閃緑岩	【佐賀県】 ●天山みかげ-花崗岩
11	P 346		<a href="https://gbank.gsj.jp/-seamless/">https://gbank.gsj.jp/-seamless/</a>	<a href="https://gbank.gsj.jp/seamless/">https://gbank.gsj.jp/seamless/</a>